(ご参考:3/4) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報(在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。 本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報 の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、 情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、<u>こちらの登録フォーム</u>をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月2回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest" を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブはこちらから。

1. 経済再開、地域経済関連ニュース

(1) インズリー知事 屋内でのマスク要件を3月12日に緩和

インズリー州知事は 2 月 28 日、学校や事業者向けの屋内でのマスク着用義務について、3 月 12 日に緩和させることを発表。当初は 3 月 21 日の予定だったが、感染者数や入院者数の減少が続くことに加え、先週発表された CDC の新しいガイダンスを踏まえ(1. (5) 参照)、オレゴン州やカルフォルニア州と並んで 3 月 12 日からの緩和となる。(州知事発表、2 月 28 日付けシアトルタイムズ記事)

(2) ワシントン州病院協会 義務緩和後もマスクの着用を促す

ワシントン州とキング郡は屋内のマスク着用義務を緩和することを決めたが、ワシントン州 病院協会は、現在の感染者数及び入院者数減少の傾向を今後数ヶ月間にわたり継続させるため に、公共の場ではマスクの着用を続けることを促した。病院やヘルスケア施設では、引き続き マスクの着用が求められている。(1日付けシアトルタイムズ記事)

(3) 連邦政府 「新型コロナウイルス対応計画」を発表

バイデン政権は2日、「米国における新型コロナウイルス対応計画(National Covid-19 Preparedness Plan)」を発表。同計画の目的として、(1)新型コロナウイルスの感染防止・治療、(2)新しい変異株への備え、(3)経済や学校の閉鎖を防ぐ、(4)全世界でワクチン接種を促し生命を救う、とされている。(2日付け連邦政府プレスリリース)本件に関するジェトロ・ビジネス短信記事はこちら。

(4) ワシントン州、一世帯につき月2回まで無料でコロナ検査キットを配布

ワシントン州保健当局は、<u>無料のコロナ検査キット配布サービスを拡大し、一世帯につき月</u> <u>2回まで配布</u>することを発表した。配布は在庫が続く限りとなる。申し込みは<u>こちら</u>から。 (2日付けシアトルタイムズ記事)

(5) CDC 国内での大部分について、マスクガイダンスを緩和

CDC は2月25日、米国内のほとんどでマスクの着用を緩和することになる新しいガイダンスを発表した。新しいガイダンスのもとでは、CDC は米国内のそれぞれの郡において感染者数や入院者数に基づき「COVID-19 コミュニティレベル」を「低い」、「中程度」、「高い」でランク付けし、「高い」と指定された郡においてのみ屋内でのマスク着用を推奨している。以前のガイダンスでは、95パーセントの郡がマスク着用を推奨されていたが、新しいガイドラインでは37パーセントに減少する。シアトルにおいては、キング郡及びスノホミッシュ郡が「低い」、ピアース郡が「高い」となっている。(CDC ガイドライン、25日付けシアトルタイムズ記事)

(6) ハワイ 3月26日から米国本土からの旅行者向けの渡航制限を終了

ハワイ州は1日、<u>米国本土からの渡航者に適用している旅行検疫と「セーフ・トラベル・ハワイ・プログラム(Safe Travels Hawaii Program)」を3月25日に終了</u>すると発表。これにより、米国本土からハワイ州への渡航者は、到着後5日間の自主隔離や、それを回避するためのワクチン接種証明書や陰性証明書の提示、<u>同州のウェブサイト(Safe Travels Program)でのアカウント作成と旅行者情報などの登録が不要となる。</u>

一方、<u>国外からの渡航者については、引き続き CDC ガイドラインにしたがい、ワクチン接種証明書並びに一日以内の陰性証明書の提示が継続</u>される。(<u>1 日付けシアトルタイムズ記事</u>、ジェトロ・ビジネス短信記事)

(7)米主要企業、ロシア関連事業の撤退・停止を相次いで表明(<u>ジェトロ・ビジネス短信</u> 記事より) ロシアによるウクライナへの軍事行動を受けて、米国をはじめ各国が対ロ制裁を強化している中、主要な米国企業が相次いでロシア関連事業の撤退や停止を表明し始めている。

ロシアの主要産業のエネルギー分野では、<u>エクソンモービルが3月2日、天然ガス・原油</u> 採掘事業「サハリン1」の操業停止手続きを開始し、ロシアでの新規投資は今後実施しないと 発表したことが大きく取り上げられた。

それ以外の分野での主な動きは次のとおり。

金融分野: ビザ、マスターカード、アメリカンエキスプレスは自社ネットワークからロシア の金融機関を排除または提携を停止。このほか、金融分野には最も厳しい制裁が科されている ため、大手銀行などが制裁措置への順守を進めているとみられる。

ロジスティクス分野: UPS はロシア、ウクライナ、ベラルーシとの間の輸送サービスを停止。フェデックスはウクライナとの間の輸送サービスとロシアへの輸送サービスを停止。デルタ航空はアエロフロートとの共同運航提携を停止。アメリカン航空もアエロフロート、S7 航空との提携を停止。

輸送機器分野: ゼネラルモーターズ (GM) がロシア事業を停止。同社は年間約3,000 台の車両をロシアに輸出している。フォードがロシア事業を停止。同社は合弁企業を通じて商業用バンの製造と同社製車両の販売事業を行っていた。ボーイングがロシアでの主要な事業を停止するとともに、ロシア国内の従業員や提携者による機微な技術データへのアクセスを制限。テクノロジー分野: マイクロソフトやメタ (旧フェイスブック)、グーグル、アップルは自社のプラットフォームやアプリストアなどからロシア政府が管理・運営しているアカウントやメディア、広告などを排除。アップルはロシアでの製品販売も停止。PC 大手のデルもロシアでの製品販売を停止。

このほか、スポーツ用品のナイキがロシアでのオンライン販売を停止、エンターテインメント分野では、ディズニーやワーナーブラザーズが新作コンテンツのロシアでの公開を停止するといった動きも出ている。今後も、ロシアによる軍事行動が続く限り、これら事例に続く企業が増えていくと見られる。

(8) ウクライナ情勢を踏まえたワシントン州の動き

インズリー州知事は2月28日、ウクライナへの侵略に対する抗議の意を示すため、<u>ワシントン州と取引をしているロシア法人との関係を断ち切ることを発表</u>。ワシントン州政府機関が関係しているロシアの政府機関及び重要企業を特定し、それらの契約を解除する予定であるとし、<u>民間企業にもロシアとの関係断絶を検討するよう促した</u>。(<u>1日付けシアトルタイムズ記事</u>)

(9) 米国移民局、2022 年度 H-1B 就労ビザ申請件数が上限到達と発表(<u>ジェトロ・ビジネ</u>ス短信記事より)

米国移民局(USCIS) は 2 月 28 日、<u>2022 年度(2021 年 10 月~2022 年 9 月)の H-1B 就</u> 労ビザ申請に関して、<u>法律で定めた年間発給数の学士号枠(regular cap)上限 6 万 5,000 件</u> と修士号枠(master's cap)の上限 2 万件に達する十分な数の申請を受理したと発表した。

上限枠外での申請が許可されている申請者に関しては、引き続き申請を受け付けている。前回の申請で枠内に収まり、現在も枠内番号を保持している労働者の申請も、2022 年度は枠外での申請を許可する。その他、(1)既存の H-1B ビザ労働者の米国滞在期間の延長届、(2)既存の H-1B ビザ労働者の雇用条件変更届、(3)既存の H-1B ビザ労働者の雇用主変更許可届、(4)既存の H-1B ビザ労働者に対する他の H-1B ポジションでの副業許可届に関しても、引き続き受理する。

なお、2023年度の申請登録の受け付けは3月1日に開始された(2022年2月1日記事参照)。移民局はH-1B ビザの申請者に対し、同局のニュースレターに購読登録することを勧めている。

(10) 州のキャピタルゲイン税を裁判所が違憲と裁定

ダグラス郡高等裁判所は2月28日、<u>25万ドルを超える長期キャピタルゲインに対して7%を課税するとしていたワシントン州の新たな税(2023年より発効予定)について、州憲法で</u>定める税の均一性要件に反するとして、違憲であると裁定。これに対し、ボブ・ファーガソン司法長官は、同税は学校建設や他の教育プログラムへの資金確保を目的としたものであり、上訴予定であると述べた。(1日付けシアトルタイムズ記事)

(11)シータック空港が新たな国際線到着ターミナルを関係者向けにお披露目

シアトル港湾局は3日、来月にも使用開始予定のシアトル・タコマ国際空港の新たな国際線到着ターミナル施設/スカイブリッジの関係者お披露目式典を開催。シアトル地域の発展により今後も増加が見込まれる国際線旅客数に対応するため、処理能力の向上が期待される。これまで、サテライト・ターミナルに到着した国際線旅客は、同ターミナル内で税関を通過後に一度荷物を受領、入国した後に再度、メイン・ターミナルへトラムで移動する際に、大きな荷物をベルト・コンベアに預け入れ、メイン・ターミナルで再び荷物を待つ必要があった。新たな施設では、国際線旅客は動く歩道のある「スカイブリッジ」を通って新ターミナルへ移動後、7つの荷物受け取り回転台と、顔認識機能が付与された多数の税関・入国ゲートを備える大広間を経てスムーズな到着が可能となり、従来の2倍以上となる1時間あたり最大2,600人の乗客を収容できるとされている。(4日付けシアトルタイムズ記事)

2. COVID-19 感染状況・ワクチン関連情報

(1) (更新) 3/2 時点 ワシントン州内における変異株の感染状況

ワシントン州では、感染が確認されたケースのうち、少なくとも 10%について検体の精密な検査を行っている。3月2日付の州保健局の公表データ (1日までの集計)によると、これまでに州内で確認された変異株感染の総数は以下のとおり(括弧内の数字は2月16日付けデータからの差分):

- ・インド型 B.1.617.2 株(デルタ株): 37,283 件(+265)
- ・南アフリカ型 B.1.1.529 株(オミクロン株): 14,703 件 (+2,803)
- ・イギリス型 B.1.1.7 株 (アルファ株) : 9,925 件 (3)
- ・南アフリカ型 B.1.351 株 (ベータ株) : 272 件 (-)
- ・カリフォルニア型 B.1.427/B.1.429 株(イプシロン株): 4,038 件(3)
- ・ニューヨーク型 B.1.1525 株 (イータ株) : 83 件 (-)
- ・ブラジル型 P.1 株 (ガンマ株) : 2,392 件 (1)
- ・ニューヨーク型 B.1.1526 株 (イオタ株) : 893 件 (-)
- ・インド型 B.1.617.1 株(カッパー株): 46 件(-)
- ・コロンビア型 B.1.621 株(ミュー株): 181 件 (-)
- ・ブラジル型 P.2 株 (ゼータ株) : 44 件 (一)

また、2月13日から19日までの間の<u>変異株感染の割合は、オミクロン株が95.7%</u>となっている。

(参考) シアトル地域でのコロナ検査会場の予約サイト

UW Medicine 運営の検査会場の検索・予約は<u>こちら</u>。

Curative 運営の検査会場の検索・予約はこちら。

(参考)「自身が陽性」又は「陽性者との濃厚接触」と判定された場合の推奨検疫/隔離期間

<自身が陽性と判定された場合の自宅待機期間>

ワクチン接種の有無に関わらず、

- ・5 日間は自宅待機すること
- ・<u>症状がない又は5日後時点で症状がなくなった場合は、5日後から自宅待機を解除できる</u>。 熱が有る場合は、熱が下がるまで自宅待機を延長すること。
- ・その後5日間は、マスクを着用すること

<陽性者との濃厚接触と判定された場合の検疫期間>

- ブースター接種を終えている場合
- ・6ヶ月以内にファイザー社製又はモデルナ 社製の2回のワクチン接種を終えている場
- ・2 ヶ月以内にジョンソン・アンド・ジョン ソン社製ワクチン接種を終えている場合
- 症状がなければ、10日間マスクを着用する ことにより、自宅待機の必要はない。5日後 に検査を受けることを推奨。 症状が出た場合は、検査を受けて自宅待機 すること。

- ・ワクチン未接種の場合
- ・ファイザー社製又はモデルナ社製の2回のワクチン接種から6ヶ月以上経過している場合
- ・1回目のジョンソン・アンド・ジョンソン 社製ワクチン接種から 2 $_{7}$ 月以上経過して いる場合
- 5日間は自宅で検疫し、その後5日間は、マ <u>スクを着用</u>(自宅検疫できない場合は、10 日間のマスク着用が必要)。
- 5日後に検査を受けることを推奨。 症状が出た場合は、検査を受けて自宅待機 すること。

(2) 日本のコロナ感染状況

日本経済新聞社が厚生労働省や各自治体の発表データをまとめたところによると、<u>日本時間</u>3日に日本全国で新たに確認された新型コロナウイルスの新規感染者は7万348人で、<u>引き</u>続き感染者数が多い状況。

急激な感染拡大を受けて、各地域に「まん延防止等重点措置」が適用されている。(<u>内閣官</u> 房ホームページ)

<まん延防止等重点措置>

- ・1/9 から 3/6 まで: 広島県
- ・1/21 から <u>3/21 まで(延長)</u>: 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
- ・1/27 から <u>3/21 まで(延長)</u>: 北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
- ・2/5 から 3/6 まで(延長): 和歌山県
- ・2/12 から 3/6 まで: 高知県

(3) 2/28 州保健局 ワクチン接種情報の更新

接種状況: 2月 28 日時点で、州全体で 13,059,014 回以上のワクチンが投与されており、これは州内で提供可能なワクチンの 88.3%近くに相当する。なお、現在は過去 1 週間平均で 8.461 回/日の接種が実施されている。

また、2月28日時点でのワクチン接種割合は以下のとおり。

	全州民に対する割合	5歳以上の州民に対する割合
1回目のワクチン接種完了	73.7%	78.3% (80.9%)
完全なワクチン接種完了	66.9%	71.1% (73.2%)

当館注: () 内の数字は国防総省及び退役軍人局による集計データが含まれているため、州保健局のデーター覧表上の数値と乖離が生じている。

(4) (再掲) CDC ブースター接種の対象者

<u>CDC</u>によると、新型コロナウイルスを防ぐために3つのワクチンがアメリカで使用が承認・認可されており、ファイザー社またはモデルナ社のものが推奨されている。状況によっては、ジョンソン・エンド・ジョンソン社のワクチンを接種することも可能である。

2月2日時点でブースター接種の対象となっているのは次のとおり。

1) ファイザー社製ワクチンを接種している場合

接種すべき:

12歳以上の全ての人

接種時期:

最初の一連の接種から少なくとも5か月経過した後

接種すべきワクチンの種類:

多くの場合において、ファイザー社製又はモデルナ社製ワクチンを推奨。 <u>12 歳から 17 歳の</u> 人については、ファイザー社製のワクチンのみ。

2) モデルナ社製ワクチンを接種している場合

接種すべき:

18歳以上の全ての人

接種時期:

最初の一連の接種から少なくとも5か月経過した後

接種すべきワクチンの種類:

多くの場合において、ファイザー社製又はモデルナ社製ワクチンを推奨

3) ジョンソン・エンド・ジョンソン社製ワクチンを接種している場合

接種すべき:

18歳以上の全ての人

接種時期:

最初の接種から少なくとも2カ月経過した後

接種すべきワクチンの種類:

多くの場合において、ファイザー社製又はモデルナ社製ワクチンを推奨

<参考>ワクチン接種予約方法

かかりつけ医に依頼、もしくはワシントン州、郡・市の公式ウェブサイトやドラッグストア、医療機関のウェブサイト等で予約が可能となっています。

予約が混みあっている場合は、ウェイトリストに登録し、空きが出ればメールで連絡が来るようです。

- ・<u>ワシントン保健局ワクチン検索サイト</u> (郵便番号を入力すると近辺の接種会場が羅列されます。右上の言語マークから日本語ページの選択可)
- ・シアトル市 ワクチン予約サイト
- ・キング郡保健局 ワクチン予約サイト
- ※シアトルタイムズのこちらの記事もご参照ください。

(5) ワクチン接種状況(日本および全米)

日本時間 3 月 4 日公表のデータ(<u>首相官邸のホームページ</u>)によると、合計 231,122,195 回、うち高齢者へは 86,804,107 回分のワクチン接種を実施。全体のワクチン接種率は 1 回以上接種済みが 80.4%、2 回目の接種完了者が 79.2%、3 回目の接種完了者が 22.9%となっており、65 歳以上の高齢者については 1 回以上接種済みが 92.7%、2 回目の接種完了者が 92.4%、3 回目の接種完了者が 57.6%となっている。ブースター接種については、18 歳以上で、2 回目の接種完了から一定の期間が経過した方が対象とされている(対象者やタイミングによって「一定の期間」が異なる。詳細はこちら)。

なお、全米のワクチン接種状況については、3月3日時点で、215,892,470人が接種を完了、全人口のワクチン接種率は1回以上接種済みが76.4%、接種完了者が65%となっており、65歳以上の高齢者については1回以上接種済みが95%、接種完了者が88.8%となっている。また、ブースターについては94,770,180人が接種済みであり、これは接種が完了した人のうち43.9%を占める。

3.3月1日以降の日本の水際対策措置

2月24日付にて、3月1日以降の日本入国の際の水際措置の見直しについて詳細が公表され、米国は、「水際対策に係る指定国・地域」から解除されました。これに伴い、米国に居住・

滞在し、令和4年(2022年)3月1日午前0時(日本時間)以降に日本に帰国・入国する際の 待機措置は次のようになります。

- (1) ワクチン3回目追加接種者(注1):
- ・日本入国後の自宅等待機が不要(注2)。
- ・日本の空港到着後の公共交通機関の使用についての制限もなし。

(2) ワクチン3回目追加未接種者:

- ・<u>入国後に原則7日間の自宅等待機が求められる</u>。その際、自宅等待機のため空港から移動する手段として、目的地に最短経路で移動し、かつ入国時の検査(検体採取時)から24時間以内に移動が完了する場合には、公共交通機関の使用が可能。
- ・さらに、入国の翌日から3日目以降に自主的に検査を受け(注3)、陰性結果を厚生労働省(入国者健康管理センター)に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求められない。
- (注1) ワクチン3回目追加接種者の定義:ファイザー、アストラゼネカ、モデルナのいずれかのワクチンを2回、または、ジョンソン・エンド・ジョンソンを1回接種した後、3回目 (ジョンソン・エンド・ジョンソンは2回目) にファイザーまたはモデルナを接種し、公的な機関で発行された新型コロナワクチン接種証明書(電子的に交付されたものを含む)を所持している者。
- (注2) 有効なワクチン接種証明書を入国時の検疫で提示することが必要。また、検疫所又は 保健所等から自宅等待機等について別途指示があった場合には、その指示に従う必要がある。
- (注3) 厚生労働省が認めた<u>検査実施機関</u>における PCR 検査または抗原定量検査。なお、本検査を受けるための外出は認められるが、公共交通機関の使用は認められない。

4. イベント情報

(1) 2022 WA State Cleantech Mission to Japan (オンライン)

オリック東京法律事務所・外国法共同事業は、米国ワシントン州政府商務省、SWAN Venture Group、大阪商工会議所との共催で、2022 Washington State Cleantech Mission to Japan と題し、米国シアトル周辺地域を拠点とする、気候変動対策などのイノベーションを開発する最先端スタートアップである 9 社を招いたピッチイベントをオンラインライブで開催。ワシントン州クリーンテクノロジー専門官ブライアン・ヤング氏、オリック東京オフィスの杉田泰樹弁

護士及び蔵元左近弁護士、大阪商工会議所長尾健太郎氏、SWAN Venture Group ジム・リード 氏及びリチャード・サミュエルソン氏から、スタートアップとの連携や SDG、ESG への対応 などについての解説も予定。

日 時: 2022年3月17日(木)午前10:00-12:00(日本時間)

形 式:オンライン

参加費:無料

言 語:英語(同時通訳なし)※英語が主となりますが、日本語での補足説明も多少含まれます。

参加登録、詳細はこちら。

(2) (再掲) 3/2~15 宇和島屋・宮城フェア「Taste of Miyagi」及び日本酒プロモーション (宮城県主催)

2年ぶりに宮城フェアがシアトルに帰ってきました。「食材王国みやぎ」の海・山・大地が育んだ多彩な食材が宇和島屋に集結します。

【日時・商品】3月2日 \sim 15日 水産加工品、納豆、大福、日本酒など 3月9日 \sim 15日 米、味噌、麺、菓子類など

【場所】宇和島屋シアトル店(ベルビュー店でも9日から一部商品の取り扱い予定)

詳細はこちら

【その他】フェア期間に併せ、シアトルエリアの 12 のレストランで宮城県産の日本酒と宮城をフューチャーした特別メニューを提供。

詳細はこちら

(3) (再掲) JASSW 無料ウェビナービジネスアカデミー開講

ワシントン州日米協会は、州内の小規模事業オーナーを支援するため、専門家による実践的な無料ビジネスウェビナーシリーズ「Small Business Empowerment Academy」を 2 月 15 日より開講しました。次回は、3 月 1 日になります。引き続き、第一期生を募集中とのことです。

プログラムの詳細やお申し込みはこちら。

編集後記:

3月 12日に屋内のマスク要件が緩和される予定ですが、シアトルでの日本関係のイベントも4月8~10日にシアトル桜祭・日本文化祭、4月 15~17日には Sakura Con と徐々に対面での

開催予定も増えてきました。今回こそ、このまま新型コロナ・ウィルスが収束してくれること を祈るばかりです。

(参考:在シアトル日本国総領事館)

- ・毎月 11 日は日本食の日(Japanese Restaurant Day)です
- ・新型コロナウイルス関連情報(全般的な情報)
- ・日本へ入国・帰国するすべての方へ ~日本の水際対策措置~ (3月2日更新)
- ・2022 年経済再開・新型コロナウイルス関係情報(3月1日更新)
- ・新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧 (12月 15日更新)
- ・州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等にあたっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは 懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその 他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧くださ

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle 701 Pike Street, Suite 1000 Seattle, WA 98101 206-682-9107